

第134号議案 長崎市火災予防条例の一部を改正する条例

目次

- | | | | |
|---|----------------------------|-------|---------|
| 1 | 長崎市火災予防条例の一部を改正する条例の概要について | …………… | 2～6ページ |
| 2 | 長崎市火災予防条例新旧対照表 | …………… | 7～12ページ |

消 防 局

令和5年9月

長崎市火災予防条例の一部を改正する条例の概要について

1 改正理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備の位置、構造及び管理に関する基準等を見直す必要があり、本市においても同様の改正を行うもの。

2 改正の概要

脱炭素社会の実現に向けた蓄電池設備の普及拡大を受け、近年主流となっているリチウムイオン蓄電池などの新たな種類の蓄電池や大容量化に対応するための蓄電池設備に係る基準の見直しが行われたことと併せて、固体燃料を使用した火気設備についても火災予防上必要な離隔距離の見直しが行われたもの。

3 改正内容

(1) 蓄電池設備に係る基準の見直し(第13条関係)

ア 蓄電池は使用時の危険性が高いため、規制の単位を電流の容量(電流量)から使用量(電力量)に見直すもの。

イ 蓄電池設備の設置において安全基準を緩和するなどの見直しを行うもの。

(2) 固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直し(別表第3関係)

火気設備と建築物や可燃物等との間に保つべき火災予防上安全な距離を定めている条例別表第3に、新たに固体燃料を使用した厨房設備を追加するもの。

4 施行期日

令和6年1月1日

5 蓄電池設備に関する改正の概要

(1) 蓄電池設備とは

蓄電池を主体としたこれに充電する装置等を含む設備の一体で施設等に設置しているものをいい、モバイル機器や電気自動車等に用いる蓄電池等は含まない。

主な蓄電池の種類



【業務用】
鉛蓄電池（開放形）



【家庭用】
リチウムイオン蓄電池



【業務用】
キュービクル式

規制

電気的な出火危険等があることから、各市町村の火災予防条例において、一定容量以上の蓄電池設備に対する位置、構造及び管理の基準を定めている。

(2) 改正の背景

ア 蓄電池設備は、これまで業務用の非常用電源などとして設置されていたが、近年は家庭でも太陽光で発電した電気を蓄えるための設備として普及が進んでおり、脱炭素社会の実現に向け、更なる普及拡大が望まれている。

イ 現在の消防法令における蓄電池設備に対する規制は、主に鉛蓄電池（開放形）を想定したものであるため、近年の蓄電池種別の多様化や蓄電池容量の大容量化に対応できていない。

(3) 主な改正内容

ア 蓄電池種別の多様化と大容量化への対応

- ① 蓄電池は使用時の危険性が高いため、これまで規制していた単位の電流量「アンペアアワー (Ah)・セル」から、電流量に電圧(V)を乗じた電力量「キロワット時」に見直すもの。
- ② 一定容量(10キロワット時を超え20キロワット時以下)の蓄電池設備で、日本産業規格(JIS)等に適合する出火防止措置が講じられたものについては、火災予防条例における規制の対象から除くこととするもの。

基準単位見直し後の蓄電池設備規制の対象範囲

電力量	10キロワット時以下	10キロワット時を超え20キロワット時以下	20キロワット時超
規制の有無	規制対象外	出火防止措置が講じられている場合 規制対象外	蓄電池設備として規制
電池種別	鉛蓄電池	リチウムイオン蓄電池	キュービクル式
	家庭用、小規模事業所用を想定		中・大規模事業所用を想定
	 <p>(例) $4, 800Ah \times 2V = 9.6kWh$</p>	 <p>(例) $4, 800Ah \times 3.7V = 17.76kWh$</p>	 <p>20kWh 超</p>

【参考】電気に関する計算式 ・ 電力量(kWh、キロワット時) = 電流(A、アンペア) × 電圧(V、ボルト) × 使用時間(h、時)

イ 蓄電池設備の特徴に応じた安全基準の見直し

- ① 開放形鉛蓄電池固有の規定についてはその旨を明確化し、規定の適正化を図ったもの。
- ② キュービクル式以外の蓄電池設備であっても屋外に設置できるとするもの。
- ③ 日本産業規格(JIS)等に適合する延焼防止措置が講じられたものについては、火災予防条例の規制を緩和することとするもの。

安全基準の見直し内容

改正後

開放形鉛蓄電池を用いたもの以外については耐酸性の床上等に設けなくてもよいこととした。

キュービクル式でなくても、雨水等の侵入防止措置が講じられた筐体に収められたものとすればよいこととした。

キュービクル式以外の蓄電池設備等についても建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととした。

新たに延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定める要件を満たせば離隔距離を不要とした。

改正前

電槽は、耐酸性の床又は台上に転倒しないように設けること(ただし、アルカリ蓄電池を除く)。

(屋外設置)雨水等の侵入防止措置が講じられたキュービクル式のものとする。

キュービクル式のもの、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。

(屋外設置)建築物から3メートル以上の距離を保つこと。
※認定キュービクル式のものを除く。

6 固体燃料を用いた火気設備に関する改正の概要

(1) 火気設備とは

火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備で建築物や可燃物等との間に保つべき火災予防上安全な距離(離隔距離)が必要。

規制

火気を使用する設備であることから、各市町村の火災予防条例において、設備に対する位置、構造及び管理の基準を定めている。

(2) 改正の背景

固体燃料(木炭)を使用した火気設備については、評価方法が定められていなかったため、厳しい基準の離隔距離が必要となることから、新たな基準を設けることが求められている。

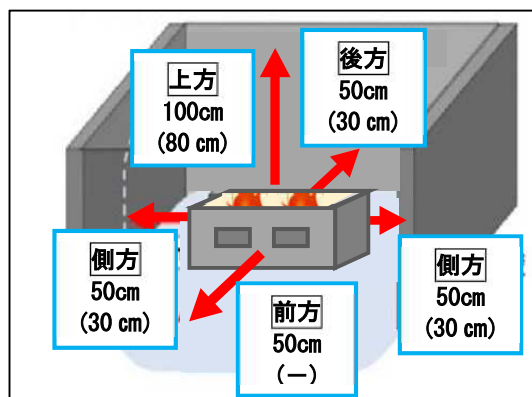
(3) 主な改正内容

燃料として木炭を使用する炭火焼き器について、建築物等との離隔距離を新たに定めるもの。

今回新たに追加された炭火焼き器の離隔距離

設備の種類	使用燃料	壁等の仕上げ		離隔距離 (cm)			
				上方	側方	前方	後方
厨房設備	固体燃料(木炭)	不燃以外	炭火焼き器	100	50	50	50
		不燃		(80)	(30)	(—)	(30)

離隔距離のイメージ図



炭火焼き器(例)



7 長崎市火災予防条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 <u>建築物等の部分との間に</u>換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に</u>換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>その筐体は雨水等</u>の侵入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)～(19) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 <u>蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)</u>は、<u>地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)</u>にあつては、<u>建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) _____ <u>雨水等</u>の侵入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)～(19) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 <u>屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)</u>の電槽は、<u>耐酸性の床上又は台上に転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u></p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、</p>

改正後										改正前																																																													
<p>構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第52条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)</p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>別表第3(第3条、第18条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">種類</th> <th colspan="4">離隔距離(単位 センチメートル)</th> </tr> <tr> <th>入力</th> <th>上方</th> <th>側方</th> <th>前方 後方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>開放式</td> <td>組込型こんろ・グリル付 こんろ・グリ</td> <td>14キロワット以下</td> <td>100</td> <td>15 (注4)</td> <td>15 (注4)</td> <td>15 (注4)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										種類		離隔距離(単位 センチメートル)				入力	上方	側方	前方 後方	(略)							開放式	組込型こんろ・グリル付 こんろ・グリ	14キロワット以下	100	15 (注4)	15 (注4)	15 (注4)			<p>構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第52条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 蓄電池設備</p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>別表第3(第3条、第18条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">種類</th> <th colspan="4">離隔距離(単位 センチメートル)</th> </tr> <tr> <th>入力</th> <th>上方</th> <th>側方</th> <th>前方 後方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>開放式</td> <td>組込型こんろ・グリル付 こんろ・グリ</td> <td>14キロワット以下</td> <td>100</td> <td>15 (注4)</td> <td>15 (注4)</td> <td>15 (注4)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										種類		離隔距離(単位 センチメートル)				入力	上方	側方	前方 後方	(略)							開放式	組込型こんろ・グリル付 こんろ・グリ	14キロワット以下	100	15 (注4)	15 (注4)	15 (注4)		
種類		離隔距離(単位 センチメートル)																																																																					
		入力	上方	側方	前方 後方																																																																		
(略)																																																																							
	開放式	組込型こんろ・グリル付 こんろ・グリ	14キロワット以下	100	15 (注4)	15 (注4)	15 (注4)																																																																
種類		離隔距離(単位 センチメートル)																																																																					
		入力	上方	側方	前方 後方																																																																		
(略)																																																																							
	開放式	組込型こんろ・グリル付 こんろ・グリ	14キロワット以下	100	15 (注4)	15 (注4)	15 (注4)																																																																

改正後								改正前							
厨房設備	気体燃料以外		ドル付こ					厨房設備	気体燃料以外		ドル付こ				
			ろ、キャビ								ろ、キャビ				
	ット型こ	21キロワット以下	100	15	15	15	ット型こ		21キロワット以下	100	15	15	15		
	ろ・グリル付						ろ・グリル付								
こんろ・グリ	14キロワット以下	80	0	/	0	こんろ・グリ	14キロワット以下	80	0	/	0				
ドル付こ						ドル付こ									
んろ、キャビ	開放式	ット型こ	80	0	/	0	開放式	ット型こ	80	0	/	0			
ろ、キャビ		ろ・グリル付				ろ・グリル付									
ット型こ	開放式	ろ・グリル付	80	0	/	0	開放式	ろ・グリル付	80	0	/	0			
ろ・グリル付		こんろ・グリ				こんろ・グリ									
こんろ・グリ	開放式	ドル付こ	80	0	/	0	開放式	ドル付こ	80	0	/	0			
んろ		据置型レン				据置型レン									
ドル付こ	開放式	据置型レン	21キロワット以下	80	0	/	0	開放式	据置型レン	21キロワット以下	80	0	/	0	
んろ		ジ					ジ								

改正後								改正前							
固体燃料	不燃以外の	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器		100	50	50	50	上記に分類されないもの	使用温度が800度以上のもの		250	200	300	200
		木炭を燃料とするもの	炭火焼き器		80	30		30		使用温度が300度以上800度未満のもの		150	100	200	100
	上記に分類されないもの		使用温度が800度以上のもの		250	200	300	200		使用温度が300度未満のもの		100	50	100	50
								(略)							
								備考 1～3 (略)							

改正後	改正前
(略)	
備考 1～3 (略)	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び改正後の長崎市火災予防条例(以下「新条例」という。)第13条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2(新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。